

# 浜松聴覚特別支援学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

本校は聴覚に障害のある子どもたちを教育する特別支援学校である。「みんなちがってみんないい」を合言葉とし、一人一人のよさを互いに認め合いながら切磋琢磨できる学校を目指している。聴覚障害の特性に配慮しながら「いじめは絶対に許されない」という基本的な考え方を教職員、保護者、子どもたちとで共有し、いじめ防止に取り組むこととする。

## 第1章 基本的事項(いじめの定義、いじめの理解、いじめの基本的な考え方)

### 1 浜松聴覚特別支援学校の子どもたちについて

本校の子どもたちは聴覚に障害があり補聴器や人工内耳を装着している。言語力不足やコミュニケーションの困難さから、気持ちの行き違いや誤解を生じることがある。また幼児期から限られた小集団の中で生活しているため、子ども同士の間関係や序列が固定しがちであることにも配慮を要する。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは「子どもに対して、一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)で、行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的な表れとして、たとえば以下のようなものが考えられる。

- (1) 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- (2) 仲間はずれにされたり、集団から無視されたりする。
- (3) 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- (4) 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

ひとつひとつの行為がいじめにあたるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。またいじめには様々なあらわれがあることに気を付けて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子の周りの状況等をしっかりと確認することが必要である。

### 3 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめはどのような理由があろうとも許されない行為であり、どの子にも起こりうるも

のである。したがって、すべての子どもに向けた対応が求められる。またその未然防止、早期発見、早期対応には学校全体で取組まなければならない。

とくに未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係を築いていくことが大切であり、日々の教育活動の在り方とも密接にかかわっている。

## 第2章 組織の設置

### 1 組織

いじめ対策委員会（安全対策委員会の中に位置付ける）

### 2 構成員

校長 副校長・教頭(委員長) 各学部主事 生徒指導課長 養護教諭 当該学級担任  
※その他必要に応じて委員長が招集する。

### 3 組織の役割

いじめの防止、早期発見及び対処等の措置を実効的に行うため、いじめに関する情報の収集、記録、取組方針の企画立案等を行い、いじめ対策の中核となる。また重大事態への対応にあたる。

## 第3章 いじめの防止対策

### 1 「分かる」状況作りとコミュニケーション手段の活用

- ・発達段階や実態に応じたコミュニケーション手段を活用し、「分かる」「伝わる」環境作り、授業作りに努めることで、自信をもって周囲と関わったり自分の考えを伝えたりできるようにし、聴こえにくさによる誤解や気持ちの行き違いを減らす。

### 2 自尊感情の向上と道徳的価値観の育成

- ・自立活動の学習を通して障害への肯定的理解を図り、子どもの自尊感情を高める。聴覚障害がある先輩とたくさんふれ合うことで、よりよい自分を目指そうとする意欲を持てるようにする。
- ・道徳や学級活動を通して、きまりを守ろうとする規範意識や、互いを尊重する人権感覚をじっくりと育てる。

### 3 仲間づくりと社会性の育成

- ・学校行事や縦割り活動、部活動等を通して一人一人のよさを伸ばし、自己効力感を育てる。望ましい人間関係の在り方を学ぶとともに、心身の成長につなげる。
- ・交流や校外での活動、外部人材活用などを通していろいろな人と関わる経験を増やし、ルールやマナーを身につけ社会性を育てる。

### 4 保護者との連携

- ・保護者が異変に気づいたとき、速やかに学校へ相談できるよう、日ごろから保護者との信頼関係を築く。また普段から連絡ノートや面談などを通して情報の共有に努める。

### 5 教職員研修

- ・人権研修等を通して、教職員のいじめに対する意識の向上を図る。
- ・学部会等で常に子供についての情報交換を行い、子どもを見守る。

## 6 ネットを介したいじめの防止

- ・「ケータイ安全教室」等を開催して、子どもたちにネット利用の基本的なマナーやルールを再確認し、誹謗・中傷の書き込みは犯罪であることを指導する。
- ・保護者に対して、インターネットや携帯電話の使用についての家庭でのルール作りと見守りを求める。
- ・学校への携帯電話持込みは許可制とする。

## 第4章 いじめの早期発見

### 1 子どもの実態把握

- ・観察…授業だけでなく休み時間等にも声を掛け、子どもの様子に注意をはらう。また日常の日記等を通して子ども理解に努める。
- ・情報収集…連絡ノートや定期的な個別面談、毎日の送迎時の連絡(低学年)などを通し、子どもや保護者から情報を積極的に収集する。また教職員間の情報交換も大切にする。
- ・調査…子どもたちを対象に年に1回以上アンケート及び学部主事による個人面談を行う。

### 2 相談体制の整備

- ・担任、養護教諭のほか、必要に応じて心理、福祉に関する専門家の協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。
- ・いじめの相談を受けた場合には、家庭等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守るよう配慮する。

## 第5章 いじめに対する措置

### 1 事実確認と委員会の招集

- ・いじめが疑われる場合は、早期に事実確認を行う。
- ・いじめが確認された場合は、いじめ対策委員会の指示のもと、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- ・事実確認した結果を静岡県教育委員会に報告する。

### 2 いじめられた子どもへの支援

- ・教職員は、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。
- ・子どもの意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(別室登校や登下校の方法など)を立て、安心して教育を受けられるように配慮する。
- ・心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を行う。

### 3 いじめた子どもへの指導

- ・事態の深刻さを認識させ、いかなる理由があってもいじめは許されないことを伝える。
- ・安易な謝罪で済ませず相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。
- ・いじめに至った原因や背景を踏まえ継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行う。

### 4 周囲の子どもへの指導

- ・はやし立てたり見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させる。
- ・勇気ある行動ができなかった自分を見つめ直し、個人や集団で再発を防ぐための具体的

な手立てを指導する。

- ・必要に応じて、学年、学部、さらに学校全体へと再発防止に向けた指導を行う。

## 5 保護者への対応

- ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- ・解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告するようにする。
- ・双方の保護者間で争いが起きることのないよう、情報の共有など必要な措置を取る。

## 6 関係機関との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱うべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合には、ただちに警察に通報するなどして適切な援助を求める。
- ・必要に応じ、児童相談所、民生委員、精神科医等、心理や福祉の専門家に協力を仰ぐ。

## 7 経過観察と再発防止

- ・保護者と連携しながら子どもへの経過観察を行い、必要に応じていじめ対策委員会を再招集して問題の再検討と事後指導の評価を行い、追加支援策を検討する。また次の学年・学部や進学先等への引継にも配慮する。
- ・学校全体のいじめの再発防止・未然防止に向けた指導体制を見直し、再構築する。

# 第6章 重大事態への対応

## 1 重大事態のケース

重大事態とは次のような場合をいう。

- ・子どもの生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

## 2 重大事態についての調査

ただちに静岡県教育委員会に報告するとともに、いじめ対策委員会を招集し、客観的な事実関係を明らかにするための調査を行う。必要に応じて心理等の専門家を委員に加える。

## 3 被害児童生徒・保護者への情報提供

いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を適切に提供する。

## 4 県教育委員会への報告

調査結果を静岡県教育委員会に報告する。

## 5 報道への対応

個人情報や人権への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応が無かったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることの無いよう留意する。

## 6 学校の設置者が調査主体となる場合

県が主体となる場合は静岡県教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。